

## 岡崎市水道事業及び下水道事業審議会条例

### (設置)

第1条 岡崎市水道事業及び下水道事業のより適正かつ効率的な運営を図るため、岡崎市水道事業及び下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 水道料金及び下水道使用料に関する事項
- (2) 水道事業及び下水道事業の運営及び経営に関する事項
- (3) その他市長が特に必要と認める事項

### (組織)

第3条 審議会は、10人以内の委員で組織する。

### (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
  - (2) 水道又は下水道の使用者
  - (3) 公募した市民
  - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、4年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、非常勤とする。

### (会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (関係者の出席)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に職員その他の関

係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。